

審査基準

平成29年3月12日作成

法令名： 地方自治法
根拠条項： 第238条の4第7項
処分の概要： 筑豊自動車運転免許試験場の技能試験コースの使用許可
原権者（委任先）： 福岡県知事（福岡県警察本部長）
法令の定め： <ul style="list-style-type: none">地方自治法（昭和22年福岡県法律第67号）第238条の4第7項（行政財産の管理及び処分）福岡県事務委任規則（昭和40年福岡県規則第22号）第77条第2号（警察本部長委任事項）
審査基準： 別紙のとおり
標準処理期間： 即日
申請先： 筑豊自動車運転免許試験場
問合せ先： 警察本部運転免許試験課試験管理係（092-565-9493 内205）
備考：

別紙

自動車の運転の練習のための筑豊自動車運転免許試験場の技能試験コースの使用は、次のいずれにも該当しない場合に許可する。

- (1) 使用の許可を受けようとする者が、次に掲げる運転の練習に使用する自動車の種類に応じ、それぞれに定める年齢に満たない場合
 - ア 大型自動車 21歳
 - イ 中型自動車 20歳
 - ウ 準中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車及び大型自動二輪車 18歳
 - エ 普通自動二輪車 16歳
- (2) 牽引自動車（牽引するための構造及び装置を有する大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車であって、道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第1項に規定する重被牽引車を牽引しているものをいう。）の運転の練習をする場合は、(1)の規定にかかわらず、使用の許可を受けようとする者が18歳に満たない場合
- (3) 使用の許可を受けようとする者が運転の練習に使用する自動車を運転することができる運転免許を受けている場合を除き、当該運転免許を受けている者（運転免許の効力が停止されている者を除く。）で当該運転免許を受けていた期間（当該運転免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して3年以上のものを同乗させ、かつ、その指導の下に運転の練習をすることができることを確認できない場合

※ 大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転の練習である場合は、併走して指導し、又は技能試験コース外から乗車せずに指導することで同乗による指導に代えることができる。